

令和 5 年第 1 回市議会(定例会)
付 議 案 件 綴

(その 1)

堺 市

目 次

	頁
議案第 1 号 令和5年度堺市一般会計予算	3
議案第 2 号 令和5年度堺市国民健康保険事業特別会計予算	15
議案第 3 号 令和5年度堺市公共用地先行取得事業特別会計予算	19
議案第 4 号 令和5年度堺市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	23
議案第 5 号 令和5年度堺市介護保険事業特別会計予算	25
議案第 6 号 令和5年度堺市公債管理特別会計予算	29
議案第 7 号 令和5年度堺市後期高齢者医療事業特別会計予算	31
議案第 8 号 令和5年度堺市水道事業会計予算	35
議案第 9 号 令和5年度堺市下水道事業会計予算	39

令和5年第 1 回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和 5 年 2 月 1 0 日

堺市長 永 藤 英 機

議案第 1 号 令和5年度堺市一般会計予算

議案第 2 号 令和5年度堺市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 3 号 令和5年度堺市公共用地先行取得事業特別会計予算

議案第 4 号 令和5年度堺市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案第 5 号 令和5年度堺市介護保険事業特別会計予算

議案第 6 号 令和5年度堺市公債管理特別会計予算

議案第 7 号 令和5年度堺市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 8 号 令和5年度堺市水道事業会計予算

議案第 9 号 令和5年度堺市下水道事業会計予算

令和 5 年度堺市一般会計予算

令和 5 年度堺市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 432,800,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		157,402,342
	1 市 民 税	73,033,328
	2 固 定 資 産 税	60,417,936
	3 軽 自 動 車 税	1,446,131
	4 市 た ば こ 税	6,073,318
	5 入 湯 税	399
	6 事 業 所 税	5,215,013
	7 都 市 計 画 税	11,216,217
2 地 方 譲 与 税		2,087,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	718,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	1,037,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	88,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	226,000
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	18,000
3 利 子 割 交 付 金		116,000
	1 利 子 割 交 付 金	116,000
4 配 当 割 交 付 金		850,000
	1 配 当 割 交 付 金	850,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		912,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	912,000
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		163,000
	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	163,000
7 法 人 事 業 税 交 付 金		2,176,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	2,176,000

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
8 地 方 消 費 税 交 付 金		19,800,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	19,800,000
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		140,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	140,000
10 環 境 性 能 割 交 付 金		541,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	541,000
11 軽 油 引 取 税 交 付 金		5,971,000
	1 軽 油 引 取 税 交 付 金	5,971,000
12 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		9,700
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	9,700
13 地 方 特 例 交 付 金		1,000,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,000,000
14 地 方 交 付 税		37,291,000
	1 地 方 交 付 税	37,291,000
15 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		271,449
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	271,449
16 分 担 金 及 び 負 担 金		3,458,810
	1 負 担 金	3,458,810
17 使 用 料 及 び 手 数 料		5,636,085
	1 使 用 料	3,595,484
	2 手 数 料	2,040,601
18 国 庫 支 出 金		106,282,466
	1 国 庫 負 担 金	93,541,749
	2 国 庫 補 助 金	12,447,341
	3 国 庫 委 託 金	293,376

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
19 府 支 出 金		30,825,849
	1 府 負 担 金	22,292,903
	2 府 補 助 金	6,992,895
	3 府 委 託 金	1,540,051
20 財 産 収 入		4,445,812
	1 財 産 運 用 収 入	523,632
	2 財 産 売 払 収 入	3,922,180
21 寄 附 金		1,338,097
	1 寄 附 金	1,338,097
22 繰 入 金		12,546,978
	1 他 会 計 繰 入 金	152,649
	2 基 金 繰 入 金	12,394,329
23 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
24 諸 収 入		10,734,811
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	130,128
	2 市 預 金 利 子	250
	3 貸 付 金 元 利 収 入	5,344,486
	4 収 益 事 業 収 入	2,336,288
	5 受 託 事 業 収 入	50,243
	6 雑 入	2,873,416
25 市 債		28,800,600
	1 市 債	28,800,600
歳 入 合 計		432,800,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,235,973
	1 議 会 費	1,235,973
2 総 務 費		36,442,448
	1 総 務 管 理 費	23,780,640
	2 徴 税 費	2,471,081
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,646,933
	4 選 挙 費	903,688
	5 統 計 調 査 費	59,202
	6 監 査 委 員 費	142,305
	7 自 治 振 興 費	586,593
	8 ス ポ ー ツ 費	1,383,741
	9 人 事 委 員 会 費	119,126
	10 区 政 推 進 費	3,059,832
	11 国 際 文 化 費	2,289,307
3 民 生 費		195,898,746
	1 社 会 福 祉 費	60,595,161
	2 生 活 保 護 費	47,661,406
	3 児 童 福 祉 費	60,519,697
	4 災 害 救 助 費	13,309
	5 国 民 健 康 保 険 事 業 出 特 別 会 計 繰 上 げ 金	9,341,937
	6 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 出 貸 付 事 業 特 別 会 計 繰 上 げ 金	8,394
	7 介 護 保 険 事 業 出 特 別 会 計 繰 上 げ 金	14,204,741
	8 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 出 特 別 会 計 繰 上 げ 金	3,554,101

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
4 衛 生 費		37,302,944
	1 公 衆 衛 生 費	16,628,208
	2 医 務 費	3,446,720
	3 環 境 衛 生 費	617,302
	4 保 健 所 費	2,517,580
	5 環 境 共 生 費	2,193,163
	6 清 掃 費	11,877,048
	7 堺市水道事業会計繰出	22,923
5 労 働 費		283,403
	1 労 働 諸 費	283,403
6 農 林 水 産 業 費		939,632
	1 農 業 委 員 会 費	83,198
	2 農 業 費	532,423
	3 水 産 業 費	4,689
	4 農 業 土 木 費	319,322
7 商 工 費		6,100,444
	1 商 工 費	6,026,429
	2 消 費 者 対 策 費	74,015
8 土 木 費		39,285,281
	1 土 木 管 理 費	871,556
	2 道 路 橋 り よ う 費	8,242,453
	3 河 川 水 路 費	718,607
	4 都 市 計 画 費	14,587,461
	5 住 宅 費	5,078,356
	6 公 共 用 地 先 行 取 得 出 事 業 特 別 会 計 繰 出	786,848
	7 堺市下水道事業会計繰出	8,000,000
	8 堺市下水道事業会計貸付	1,000,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
9 消 防 費		9,623,522
	1 消 防 費	9,623,522
10 教 育 費		66,005,947
	1 教 育 総 務 費	17,255,337
	2 小 学 校 費	26,976,283
	3 中 学 校 費	13,105,711
	4 高 等 学 校 費	942,359
	5 幼 稚 園 費	482,449
	6 特 別 支 援 学 校 費	1,918,223
	7 社 会 教 育 費	5,325,585
11 公 債 費		38,335,309
	1 公 債 費	1,000
	2 公 債 管 理 特 別 会 計 繰 出	38,334,309
12 諸 支 出 金		1,046,351
	1 還 付 金	839,598
	2 基 金 費	206,753
13 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		432,800,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
本 会 議 ・ 委 員 会 イ ン タ ー ネ ッ ト 中 継 事 業	令和 5 ～ 10 年度	21,000
行 政 情 報 化 推 進 事 業	令和 5 ～ 7 年度	54,000
納 付 拡 大 事 業	令和 5 ～ 8 年度	179,000
職 員 安 全 衛 生 事 業	令和 5 ～ 8 年度	147,000
広 報 紙 全 戸 配 布 事 業	令和 5 ～ 6 年度	9,000
文 書 等 集 配 業 務	令和 5 ～ 8 年度	71,000
総 務 事 務 セ ン タ ー 運 営 事 業	令和 5 ～ 8 年度	384,000
財 務 会 計 シ ス テ ム 再 構 築	令和 5 ～ 7 年度	443,000
統 計 調 査 支 援 シ ス テ ム 賃 貸 借	令和 5 ～ 10 年度	4,000
庁 舎 管 理 事 業	令和 5 ～ 9 年度	43,000
ス ポ ー ツ 施 設 等 整 備 事 業	令和 5 ～ 6 年度	154,000
ス ポ ー ツ 施 設 等 管 理 事 業	令和 5 ～ 17 年度	54,000
深 井 駅 周 辺 地 域 活 性 化 事 業	令和 5 ～ 8 年度	2,893,000
障 害 者 福 祉 施 設 整 備 補 助	令和 5 ～ 6 年度	98,000
子 育 て 支 援 業 務 事 務 処 理 セ ン タ ー 事 業	令和 5 ～ 6 年度	3,000
次 期 堺 市 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画 策 定 支 援 事 業	令和 5 ～ 6 年度	3,000
公 立 認 定 こ ど も 園 施 設 整 備 事 業	令和 5 ～ 7 年度	1,351,000
斎 場 E S C O 事 業	令和 5 ～ 21 年度	331,000
粗 大 ご み 電 話 等 受 付 業 務	令和 5 ～ 10 年度	483,000
東 工 場 運 営 管 理 事 業	令和 5 ～ 9 年度	915,000
女 性 雇 用 促 進 等 職 場 環 境 整 備 支 援 事 業 補 助	令和 5 ～ 6 年度	1,000
デ ジ タ ル 人 材 育 成 支 援 事 業	令和 5 ～ 6 年度	1,000
企 業 投 資 促 進 事 業	令和 5 ～ 10 年度	950,000
伝 統 産 業 振 興 事 業	令和 5 ～ 6 年度	6,000
橋 り ょ う 整 備 事 業	令和 5 ～ 6 年度	683,000
用 地 取 得 事 業	令和 5 ～ 6 年度	120,000
道 路 新 設 改 良 事 業	令和 5 ～ 6 年度	42,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
橋 り ょ う 新 設 改 良 事 業	令和 5 ～ 6 年度	560,000
道 路 舗 装 事 業	令和 5 ～ 6 年度	117,000
道 路 掘 さ く 跡 復 旧 事 業	令和 5 ～ 6 年度	21,000
河 川 水 路 整 備 事 業	令和 5 ～ 7 年度	77,000
水 路 新 設 改 良 事 業	令和 5 ～ 6 年度	179,000
交通バリアフリー化整備促進事業	令和 5 ～ 6 年度	65,000
泉北ニュータウン再生事業	令和 5 ～ 6 年度	265,000
中百舌鳥駅前広場活用事業	令和 5 ～ 7 年度	16,000
住宅・建築物耐震改修等補助	令和 5 ～ 6 年度	130,000
街 路 事 業	令和 5 ～ 6 年度	32,000
連 続 立 体 交 差 事 業	令和 5 ～ 19 年度	4,316,000
大 和 川 線 事 業	令和 5 ～ 7 年度	544,000
公 園 施 設 管 理 事 業	令和 5 ～ 6 年度	48,000
公 園 整 備 事 業	令和 5 ～ 6 年度	7,000
市営住宅使用料滞納債権回収業務	令和 5 ～ 7 年度	5,000
市 営 住 宅 建 替 事 業	令和 5 ～ 9 年度	946,000
消 防 車 両 等 整 備 事 業	令和 5 ～ 6 年度	315,000
消防行政統合システム整備事業	令和 5 ～ 6 年度	382,000
教職員人事給与システム更新業務	令和 5 ～ 6 年度	77,000
電 話 教 育 相 談 事 業	令和 5 ～ 8 年度	35,000
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	令和 5 ～ 7 年度	2,628,000

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	借入先	起債の方法	利 率	償 還 方 法	償 還 限 期	左のうち 据置期間
庁舎等整備事業	277,600	政 府 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 銀 行 そ の 他	証 書 借 入 及 び 証 券 発 行	5.0%以内。 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる財 政融資資金及 び地方公共団 体金融機構資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率。	元利均等 若しくは 元金均等 償還又は 満期一括 償還。 ただし、 市財政の 都合によ り繰上償 還又は未 償還額の 範囲内 において 借換えを すること ができる。	30 年 以 内	10 年 以 内
防災対策事業	146,500						
スポーツ施設等整備事業	147,600						
区役所等整備事業	1,600						
文化施設整備事業	225,200						
町家活用推進事業	18,200						
百舌鳥古墳群保存活用事業	2,200						
障害福祉施設整備事業	41,600						
老人福祉施設整備事業	581,100						
保育所等整備事業	9,000						
認定こども園整備事業	17,800						
児童福祉施設整備事業	302,000						
災害援護資金貸付	1,300						
検査機器整備事業	9,500						
公衆衛生施設整備事業	2,300						
医療機器等整備事業	660,000						
環境衛生施設整備事業	41,700						
広域廃棄物埋立処分場整備事業	21,000						
清掃工場整備事業	442,900						
清掃運搬施設等整備事業	14,500						
水道事業出資	6,800						
農業振興事業	103,300						
地域整備事務所整備事業	3,700						
直轄国道負担金事業	409,000						
道路橋りょう整備事業	879,200						
道路橋りょう新設改良事業	517,500						
交通安全対策事業	227,100						
道路舗装事業	1,108,600						
河川水路整備事業	25,600						

(単位 千円)

起債の目的	限度額	借入先	起債の 方 法	利 率	償 還 方 法	償 還 期 限	左のうち 据置期間
河 川 改 良 事 業	161,200						
水 路 新 設 改 良 事 業	149,600						
泉 北 ニ ュ ー タ ウ ン 再 生 事 業	721,800						
阪 神 高 速 道 路 出 資	6,300						
街 路 事 業	138,700						
鉄 道 高 架 事 業	1,459,600						
大 和 川 線 事 業	74,600						
土 地 区 画 整 理 事 業	51,600						
臨 海 整 備 事 業	11,200						
公 園 施 設 改 修 事 業	321,500						
緑 化 推 進 事 業	5,900						
公 園 整 備 事 業	261,200						
公 園 墓 地 整 備 事 業	7,400						
交 通 バ リ ア フ リ ー 化 整 備 事 業	50,100						
市 営 住 宅 整 備 事 業	141,400						
既 設 改 良 住 宅 改 善 事 業	98,900						
市 営 住 宅 建 替 事 業	953,400						
住 環 境 整 備 事 業	100,000						
消 防 施 設 整 備 事 業	663,800						
教 育 文 化 セ ン タ ー 整 備 事 業	33,700						
小 学 校 校 舎 等 整 備 事 業	1,931,500						
中 学 校 校 舎 等 整 備 事 業	628,900						
高 等 学 校 校 舎 等 整 備 事 業	3,700						
幼 稚 園 園 舎 等 整 備 事 業	128,200						
特 別 支 援 学 校 校 舎 等 整 備 事 業	58,500						
公 民 館 整 備 事 業	61,000						
図 書 館 整 備 事 業	45,600						
青 少 年 セ ン タ ー 等 整 備 事 業	89,600						
博 物 館 整 備 事 業	36,300						
臨 時 財 政 対 策 債	14,161,000						

令和 5 年度堺市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度堺市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 87,528,837 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 料		16,151,489
	1 国 民 健 康 保 険 料	16,151,489
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		3,129
	1 国 庫 補 助 金	3,129
4 府 支 出 金		60,493,421
	1 府 補 助 金	60,493,421
5 財 産 収 入		65
	1 財 産 運 用 収 入	65
6 繰 入 金		10,692,662
	1 他 会 計 繰 入 金	9,341,937
	2 基 金 繰 入 金	1,350,725
7 諸 収 入		188,069
	1 延 滞 金 及 び 過 料	53,748
	2 出 産 費 貸 付 金 収 入	1,000
	3 雑 入	133,321
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		87,528,837

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,424,513
	1 総 務 管 理 費	1,424,511
	2 徴 収 費	2
2 保 険 給 付 費		59,580,402
	1 療 養 諸 費	51,574,414
	2 高 額 療 養 費	7,500,767
	3 給 付 諸 費	505,221
3 国民健康保険事業費納付金		25,534,091
	1 医 療 給 付 費 分 納 付 金	18,386,538
	2 後期高齢者支援金等分納付金	5,248,499
	3 介 護 納 付 金 分 納 付 金	1,899,054
4 保 健 事 業 費		925,075
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	581,114
	2 保 健 事 業 費	343,961
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
6 諸 支 出 金		54,755
	1 出 産 費 貸 付 金	1,000
	2 諸 費	53,755
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	87,528,837

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険診療報酬明細書点検業務	令和 5 ～ 6 年度	4,000
国民健康保険コールセンター業務	令和 5 ～ 8 年度	315,000

令和 5 年度堺市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 5 年度堺市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,016,248 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		40,000
	1 財 産 売 払 収 入	40,000
2 繰 入 金		786,848
	1 他 会 計 繰 入 金	786,848
3 市 債		8,189,400
	1 市 債	8,189,400
歳 入 合 計		9,016,248

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費		8,189,400
	1 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費	8,189,400
2 公 債 費		786,848
	1 公 債 費	786,848
3 諸 支 出 金		40,000
	1 一 般 会 計 繰 出	40,000
歳 出 合 計		9,016,248

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
街 路 事 業	令和 5 ～ 7 年度	1,045,000
連 続 立 体 交 差 事 業	令和 5 ～ 6 年度	952,000
公 園 整 備 事 業	令和 5 ～ 6 年度	401,000

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	借入先	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法	償 還 期 限	左のうち 据置期間
公 共 用 地 先 行 業 取 得 事 業	8,189,400	銀 行 そ の 他	証 書 借 入 及 び 証 券 発 行	5.0%以内	元利均等若しくは元金均等償還又は満期一括償還。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は未償還額の範囲内において借換えをすることができる。	10年 以 内	10年 以 内

令和 5 年度堺市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 5 年度堺市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 436,688 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		8,394
	1 他 会 計 繰 入 金	8,394
2 繰 越 金		176,756
	1 繰 越 金	176,756
3 諸 収 入		251,538
	1 貸 付 金 元 利 収 入	251,012
	2 雑 入	526
歳 入 合 計		436,688

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 貸 付 事 業		436,688
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 貸 付 事 業	436,688
歳 出 合 計		436,688

令和 5 年度堺市介護保険事業特別会計予算

令和 5 年度堺市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 89,250,821 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		16,544,599
	1 介 護 保 険 料	16,544,599
2 国 庫 支 出 金		21,975,726
	1 国 庫 負 担 金	15,523,775
	2 国 庫 補 助 金	6,451,951
3 府 支 出 金		11,930,145
	1 府 負 担 金	11,185,000
	2 府 補 助 金	745,145
4 支 払 基 金 交 付 金		23,234,967
	1 支 払 基 金 交 付 金	23,234,967
5 財 産 収 入		36
	1 財 産 運 用 収 入	36
6 繰 入 金		15,542,928
	1 他 会 計 繰 入 金	14,204,741
	2 基 金 繰 入 金	1,338,187
7 諸 収 入		22,419
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1,152
	2 市 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	3,200
	4 雑 入	18,066
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		89,250,821

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,788,325
	1 総 務 管 理 費	1,788,325
2 保 険 給 付 費		82,197,310
	1 介 護 ・ 予 防 サービス 等 諸 費	77,995,585
	2 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	2,510,957
	3 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス 等 費	369,227
	4 特 定 入 所 者 介 護 サービス 等 費	1,321,541
3 地 域 支 援 事 業 費		5,229,686
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	3,863,123
	2 包 括 的 支 援 等 事 業 費	1,355,076
	3 そ の 他 諸 費	11,487
4 公 債 費		500
	1 公 債 費	500
5 諸 支 出 金		25,000
	1 還 付 金	25,000
6 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		89,250,821

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介 護 予 防 「 あ ・ し ・ た 」 プ ロ ジ ェ ク ト 運 営 業 務	令和 5 ～ 7 年度	40,000

令和 5 年度堺市公債管理特別会計予算

令和 5 年度堺市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,036,410 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		154,646
	1 負担金	154,646
2 財産収入		25,000
	1 財産運用収入	25,000
3 繰入金		42,720,804
	1 他会計繰入金	38,334,309
	2 基金繰入金	4,386,495
4 市債		11,135,960
	1 市債	11,135,960
歳入合計		54,036,410

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公債費		54,036,410
	1 公債費	54,036,410
歳出合計		54,036,410

令和 5 年度堺市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 5 年度堺市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,488,777 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		11,927,943
	1 後期高齢者医療保険料	11,927,943
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		3,554,101
	1 他 会 計 繰 入 金	3,554,101
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		6,731
	1 延 滞 金 及 び 過 料	948
	2 雑 入	5,783
歳 入 合 計		15,488,777

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		201,453
	1 総 務 管 理 費	201,437
	2 徴 収 費	16
2 後期高齢者医療広域連合納付金		15,262,224
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	15,262,224
3 諸 支 出 金		24,100
	1 諸 費	24,100
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		15,488,777

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 コ ー ル セ ン タ ー 業 務	令和 5 ～ 8 年度	14,000

令和 5 年度堺市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度堺市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	822, 100 人
(2) 年 間 給 水 量	92, 354, 000 m ³
(3) 1 日 平均 給 水 量	253, 000 m ³
(4) 主な建設改良事業	
配水施設整備改良事業	10, 017, 305 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水道事業収益	21, 907, 796 千円
第 1 項 営 業 収 益	16, 048, 015 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1, 647, 360 千円
第 3 項 特 別 利 益	4, 212, 421 千円
支 出	
第 1 款 水道事業費用	17, 040, 964 千円
第 1 項 営 業 費 用	16, 493, 395 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	491, 369 千円
第 3 項 特 別 損 失	6, 200 千円
第 4 項 予 備 費	50, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,801,632千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額853,913千円及び損益勘定留保資金3,947,719千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	6,944,633千円
第1項 企 業 債	6,366,400千円
第2項 出 資 金	6,800千円
第3項 負担金及び分担金	514,670千円
第4項 固定資産売却代金	5,763千円
第5項 返 還 金	51,000千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	11,746,265千円
第1項 建 設 改 良 費	10,214,469千円
第2項 償 還 金	1,531,796千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管整備工事	令和5～7年度	5,530,000千円
配水管改良工事	令和5～6年度	193,000千円
配水場改良工事	令和5～7年度	134,000千円
水道施設修繕等工事	令和5～6年度	187,000千円
水道施設維持管理業務	令和5～6年度	103,000千円
情報システム統合基盤賃貸借	令和5～11年度	357,000千円
給排水設備工事管理システムの構築	令和5～11年度	286,000千円
水道料金等管理システム運用業務	令和5～9年度	207,000千円
浅香山浄水場跡地売却事業	令和5～7年度	144,000千円
情報システム管理支援業務	令和5～8年度	50,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の 目 的	限度額	借入先	起債の 方 法	利 率	償 還 方 法	償 還 期 限	左のうち 据置期間
水道事業	千円 6,366,400	政 府 地方公共 団 体 金融機構 銀 行 そ の 他	証書借入 又 は 証券発行	5.0%以内。 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる財 政融資資金及 び地方公共団 体金融機構資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率。	元利均等 若しくは 元金均等 償還又は 満期一括 償還	40年以内	5年以内
ただし、財政の都合により繰上償還又は未償還額の範囲内において借換えをすることができる。							

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 2,186,206 千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当に係る経費に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,123 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、156,000 千円と定める。

令和 5 年度堺市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度堺市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	808,600 人
(2) 年間処理水量	104,688,000 m ³
(3) 1日平均処理水量	286,800 m ³
(4) 主な建設改良事業	
管きよ、ポンプ場及び下水処理場整備事業等	15,726,078 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	29,907,157千円
第1項 営業収益	23,623,687千円
第2項 営業外収益	6,274,264千円
第3項 特別利益	9,206千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	28,616,673千円
第1項 営業費用	25,600,785千円
第2項 営業外費用	2,955,787千円
第3項 特別損失	10,101千円
第4項 予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,144,361千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額966,993千円及び損益勘定留保資金11,177,368千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	21,779,008千円
第1項 企業債	15,369,300千円
第2項 出資金	363,230千円
第3項 補助金	5,042,000千円
第4項 負担金及び分担金	4,293千円
第5項 他会計借入金	1,000,000千円
第6項 固定資産売却代金	120千円
第7項 基金収入	65千円

支 出	
第1款 資本的支出	33,923,369千円
第1項 建設改良費	16,305,502千円
第2項 償還金	17,617,802千円
第3項 補助金等返還金	65千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水管きょ布設工事	令和5～7年度	3,721,000千円
下水ポンプ場築造工事	令和5～8年度	3,090,000千円
下水処理場築造工事	令和5～9年度	3,022,000千円
三宝水再生センターほか施設維持管理業務	令和5～6年度	280,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の 目 的	限度額	借入先	起債の 方 法	利 率	償 還 方 法	償 還 期 限	左のうち 据置期間
下水道 事 業	千円 15,369,300	政 府 地方公共 団 体 金融機構 銀 行 そ の 他	証書借入 又 は 証券発行	5.0%以内。 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる財 政融資資金及 び地方公共団 体金融機構資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率。	元利均等 若しくは 元金均等 償還又は 満期一括 償還	40年以内	5年以内
ただし、財政の都合により繰上償還又は未償還額の範囲内において借換えをすることができる。							

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 2,151,614千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の雨水処理等に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,553,970千円である。

令和5年第1回市議会（定例会）
付議案件綴（その1）

令和5年2月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

印 刷 真生印刷株式会社

配架資料番号 1-B2-22-0066



リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。